

スーパー1500車両規定 (S1500)

JAF国内競技車両規則のスピードB車両規定を基本にN車両規定に従った自動車登録番号標を有する車両（ナンバー付車両）とする。ただし、下記事項を必ず満足すること。

- ①排気量 : 1500cc以下の自然吸気エンジン（NAエンジン）とする。
上記の排気量以下であればハイブリッド車両での参加も認められる。
- ②駆動方式 : 前輪2輪または後輪2輪のいずれかを駆動する二輪駆動車とする。
- ③車両本体価格 : 250万円以下とする。
当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載される車両本体価格を基準とする
- ④最終減速比 : ギア比の変更は、同一車両型式に設定されている純正部品およびメーカーオプションで、改造および加工の必要なく取り付けられるものであれば、ボルトオンを条件に許される。
- ⑤フライホイール : 変更は許されない。
- ⑥エアコン : 装着およびその機能を維持していること。
- ⑦参加制限 : 自動車検査証の初度登録年月が平成12年1月以降の車両であること。
- ⑧その他 : 各地区、各大会ごとにローカルルールを設ける場合がある。

以上

※本規定に疑義が生じた場合、JMRC中部ダートトライアル部会の決定を最終とする。

JMRC中部

2005年12月20日 制定	2010年 2月 1日 ハイブリッド、ローカルルール関係追記
2006年 1月 1日 施行	2010年12月30日 タイヤリストの変更
2006年 2月24日 タイヤリスト追記	2013年 1月15日 タイヤリストの追記、ダートラ地区戦の参加制限削除
2006年12月 5日 参加制限一部変更	2017年 1月31日 タイヤリストの追記
2008年12月 1日 タイヤサイズ改定	2018年 1月 1日 タイヤリストを削除
	2021年 1月 1日 最終減速比規定変更、タイヤ規定削除、参加制限一部変更、ジムカーナ記簿削除

2024年S1500 JMRC 中部ローカルルール

2024-01 : ●JMRC 中部全大会に適用

競技会場内に限り、エアバッグ、ABS等の制御をコントロールすることが出来る。
ただし、システムの変更および交換は許されない。
競技会場を出る際は、元の状態に確実に戻すこと。

2024-02 : ●JMRC 中部全大会に適用

当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の車両重量とする。

2024-03 : ●JMRC 中部全シリーズに適用

シリーズの全主催者が同意し、各部会が認めれば使用タイヤの制限(ワンメイク等)を行うことが出来る。

JMRC 中部ローカルルールは中部地区のみの特別ルールです。

また、当該年度のみ有効とし、翌年については毎年再考されるものとする。

JMRC 中部 S1500 振興委員会
2024年 1月 1日公示